

概要版

近年、北海道で起こった
大規模地震とその被害状況



東川町
耐震改修促進計画

安全なまちづくり を進めるために



北海道写真の町
ひがしかわ

付録：気象庁震度階級関連解説 ⇨⇨スタート⇨⇨

★日本では10階級の「気象庁震度階級」という値が用いられています。★震度階級は、振動計によって算出された「計測震度」から震度を決めています。★この解説は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示したものです。※ただし、震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地盤・地形、地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。



東川町耐震改修促進計画は、 東川町内にある住宅・建築物の大規模な地震に対する安全性の向上と 東川町の安全なまちづくりを進めることを目的とする計画です。

1 計画の目的

東川町耐震改修促進計画（以下「本計画」という）は、東川町において大規模地震が発生した場合にそなえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律※」及び「東川町住宅・建築物耐震化促進計画」に基づき、東川町に存在する新耐震基準導入以前の既存建築物について、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に推進し、よって東川町の安全なまちづくりを目指すことを目的とします。

（※以下、耐震改修促進法と略称で記す。）

2 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法（第5条7項）に基づく計画です。

計画策定にあたっては、建築物の耐震改修の促進に関する法律、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示）、北海道耐震改修促進計画（法定計画）を踏まえると共に、東川町総合計画、地域防災計画、住宅・建築物耐震化促進計画など東川町の上位計画、関連計画と整合を図り、定めます。

3 対象区域・対象建築物

本計画の対象区域は、東川町の行政区全域とします。

対象とする建築物は、建築基準法の耐震基準（昭和56年6月1日施行）の適用以前に建てられた既存の住宅・建築物とします。

4 計画期間

計画期間は、平成20年度から29年度末までの10ヶ年とします。

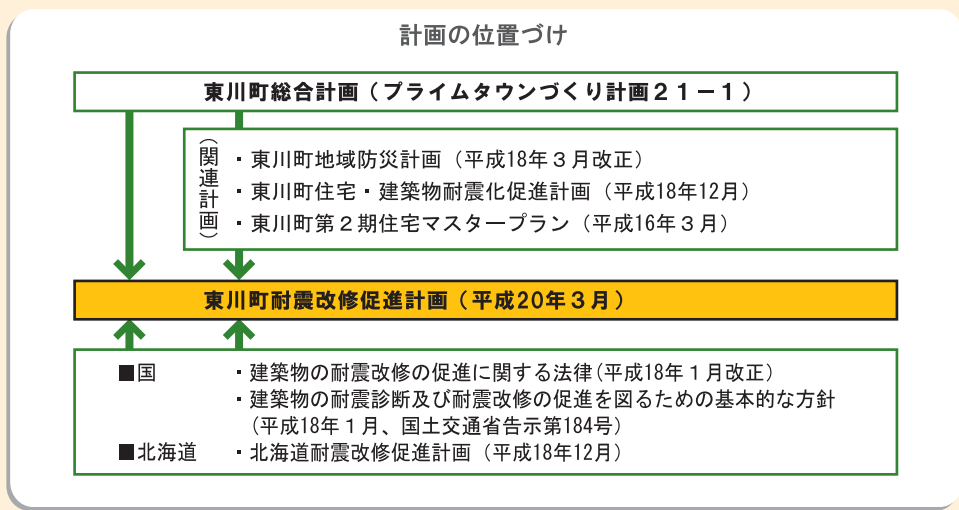
なお、社会情勢等が大きく変化するなど計画の見直しが必要となった場合には、適宜見直しを行うものとします。



概要版 ☆ 目次

- 想定される地震被害と特定建築物 P3
- 耐震改修促進のための課題と基本方針 P5
- 施策の体系 P7
- 重点的に取り組む施策 P9
- 計画の推進に向けて P10

写真資料：吉嶺充俊／地震被害写真集ホームページ



震度0 人間：人は揺れを感じない。
(計測震度)
(0.0~0.5)

人間：屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。

震度1
(計測震度)
(0.5~1.5)

